

三菱マヒンドラ農機株式会社等との取引事業者向け事業説明会 支援策一覧

	国	県	松江市	金融機関
販路開拓支援		<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的取引先確保推進事業 資料① ・営業代行等を活用した販路拡大支援事業 資料① 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業代行等を活用した販路拡大支援事業（県補助に上乗せ） 資料② ・展示会出展支援事業 資料② ・専門展示会出展支援事業（県補助に上乗せ） 資料② 	
設備投資支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業新事業進出補助金 資料③ ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 資料③ ・中小企業省力化投資補助金 資料③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業 資料④ ・飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業 資料⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産プロセス変革・拡大支援（県補助に上乗せ） 資料② ・飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業（県補助に上乗せ） 資料② 	
資金繰り支援		<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティネット資金 資料⑥ 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県中小企業制度融資を活用した運転資金の借入に係る信用保証料補助 資料② 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営環境変化対応資金 資料⑦ ・事業再生・企業再建支援資金 資料⑧
雇用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整助成金 資料⑨ 			
その他支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小機構の支援体制 資料⑩ 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤再構築伴走支援事業 資料⑪ ・ものづくりアドバイザー派遣事業 資料⑪ ・事業継続力強化アドバイザー派遣事業 資料⑫ ・奨学金 資料⑬ ・納税の猶予制度 資料⑮ 		<ul style="list-style-type: none"> ・結 資料⑭

新規取引先の開拓を積極的に取り組もうとする県内企業に対し、全国規模の専門展示会において島根ブースでの共同出展により営業活動を支援します。

令和8年度 出展予定展示会

展示会名	期 間	出展企業（予定含む）
機械要素技術展（名古屋）	2026.4.8~10	10社 募集終了
機械要素技術展（東京）	2026.7.1~3	17社 募集終了
機械要素技術展（大阪）	2025.10.7~9	10社程度 (4月末~募集開始予定)

※下期以降、上記に加え他展示会への出展可能性あり

企業負担金

新規出展企業 一般枠：7万円、特別枠：3.5万円

継続出展企業 一般枠：15万円、特別枠：7.5万円

※ 特別枠は三菱マヒンドラ農機もしくはリョーノーファクトリーと取引があり、売上全体の5%以上（直近の決算期）を占める企業が対象（ティア2、3含む）

※ 旅費、宿泊費は別途必要





専門展示会出展支援・各種展示会出展費用の助成

県内の意欲ある中小企業が、自社の製品や技術をPRするため、県外で開催される専門展示会や見本市に出展にかかる経費の一部を助成します。

専門展示会出展助成金

●対象者

- ・島根県内に事業所を有する中小企業
- ・機械金属、樹脂、電気及び電子部品等の製造を行っている企業

●対象となる展示会

- ・エリア：島根県外かつ日本国内で開催
- ・規模：全国的な規模の展示会等
- ・分野：環境、福祉、住環境、機械金属、エレクトロニクス等

- 助成額 一般枠：上限30万円 対象経費の1/2 ※随時審査（予算に達し次第、終了）
特別枠：上限45万円 対象経費の3/4

特別枠は三菱マヒンドラ農機もしくはリョーノーファクトリーと取引があり、売上全体の5%以上（直近の決算期）を占める企業が対象（ティア2、3含む）

●対象経費

- ①出展小間料：出展期間中の出展小間料
- ②小間装飾費：小間の装飾費、出展に必要な資材費（ポスター・パネル作成等）
リース代（会期中に会場で使用する机・椅子等）、会場での光熱水費等
- ③旅 費：展示会等に参加する際の交通費および宿泊費 ※原則1事業者につき1名分



新たな手法による営業活動助成

コロナ禍～アフターコロナにおける、「新たな日常に対応したものづくり産業販路拡大支援事業」として営業代行会社を活用した販路支援助成金の公募しております。

営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金

営業代行を活用して販路拡大を図る取組みを支援

(対象者) 機械金属、樹脂、電気および電子部品等を製造する県内中小企業

(助成額) 一般枠：上限100万円 対象経費の1/2

特別枠：上限150万円 対象経費の3/4

※特別枠は三菱マヒンドラ農機もしくはリョーノーファクトリーと取引があり、売上全体の5%以上（直近の決算期または直近3か年の平均）を占める企業が対象（ティア2、3含む）

(対象経費) 営業代行会社等のサービス利用料、
サンプル・パンフレット等の製作費等

三菱マヒンドラ農機株式会社の 撤退による緊急支援について

令和8年3月27日
松江市

三菱マヒンドラ農機株式会社等の協力企業を緊急支援



協力企業の資金繰りを支援

新 ～信用保証料補給金（三菱マヒンドラ農機関連）～

事業費：2,000万円

協力企業の資金繰りを支援し経営の安定化を図るため、島根県中小企業融資制度による運転資金の借入にあたり支払った信用保証料を全額助成する。（繰越明許費設定）

○対象者

三菱マヒンドラ農機(株)またはリョーノーファクトリー(株)との取引(間接的な取引を含む)が売上全体の5%以上を占め、売上高について前年同期比5%以上の減少が見込まれる事業者

○対象経費

島根県の中小企業制度融資を活用した運転資金の借入にかかる信用保証料の全額

○補助率

10/10（全額）

【参考】島根県中小企業融資制度のうち「セーフティネット資金」概要

- 対象者 経営の安定に支障が生じている中小企業者等
- 融資期間 8年間（据置期間1年以内）
- 融資利率(R7) 1.35%（責任共有） 1.20%（責任共有以外）
- 融資限度額 8,000万円



三菱マヒンドラ農機株式会社等の協力企業を緊急支援

協力企業の販路拡大を支援（1）



新 ～販路拡大支援事業費（三菱マヒンドラ農機関連）（県協調分）～
（販路拡大支援事業費（三菱マヒンドラ農機関連））

事業費：704万円

事業継続に向けた経営の安定化を図るため、島根県と協調して、三菱マヒンドラ農機(株)の撤退により売上高に影響が出る協力企業に対して、販路拡大のための取組みにかかる経費を支援する。（繰越明許費設定）

事業名	概要	補助率 (上限額)	対象者
①営業代行を活用した ものづくり産業販路拡大 支援事業※	ものづくり企業が営業代行業者を 活用して、自社の製品・部品等を 営業・販売する取組みを支援	県3/4 市1/4 (200万円)	三菱マヒンドラ農機 (株)またはリョーノー ファクトリー(株)との 取引が売上全体の5% 以上を占める市内製 造業者
②展示会出展支援事業	しまね産業振興財団が展示会で用 意する共同出展ブースの出展負担 金を支援	10/10 (7.5万円)	
③専門展示会出展支援事業※	県外で開催される展示会への出展 費用を支援	県3/4 市1/4 (60万円)	

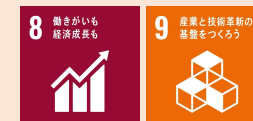


※①・③の対象は、島根県の「営業代行等を活用したものづくり産業販路拡大支援助成金」「専門展示会出展助成金」の交付決定を受けている事業。本市補助制度を合わせると**補助率は10/10**

三菱マヒンドラ農機株式会社等の協力企業を緊急支援

協力企業の生産プロセス変革・拡充を支援

新 ～製造業生産プロセス変革等支援事業費（三菱マヒンドラ農機関連）～
事業費：5,400万円



製造業者の収益確保に資する、生産プロセスの変革・拡充または新事業の構築に必要な設備投資にかかる経費を、島根県と協調して支援する。（繰越明許費設定）

【補助率イメージ】

事業費4,000万円の場合 事業費6,000万円の場合
県+市=3,600万円 県+市=5,400万円
(補助割合 9/10) (補助割合 9/10)

【対象要件（①②③のすべてを満たす）】

- ①三菱マヒンドラ農機(株)またはリョーノーファクトリー(株)との取引が売上全体の5%以上を占める市内製造業者
- ②新規受注に対応する設備投資
- ③島根県の「ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業補助金」の交付決定を受けていること

【補助率・補助上限額】

補助率：県 (7.5/10) + 市 (1.5/10) 9/10以内

事業費	市補助割合	市上限額
4,000万円以下	1.5/10	600万円
4,000万円を超える場合	9/10-県補助割合	3,000万円

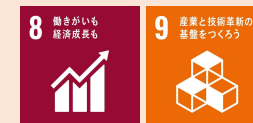
【参考】県補助金の内容

○補助率：7.5/10 (=3/4) (上限額：3,000万円)

<p>【県】 補助率 7.5/10 補助額 3,000万円</p>	<p>【県】 補助割合 5/10 補助額 3,000万円 (上限額)</p>
<p>【市】 補助率 1.5/10 補助額 600万円</p>	<p>【市】 補助割合 4/10 補助額 2,400万円</p>
<p>【事業者】 自己負担400万円</p>	<p>【事業者】 自己負担600万円</p>

三菱マヒンドラ農機株式会社等の協力企業を緊急支援

協力企業が収益確保を図るための新たな取組みを支援



新 ～商業・サービス業等新事業支援事業費（三菱マヒンドラ農機関連）～

事業費：1,080万円

飲食・商業・サービス業等が収益確保を図るため、新たに取組む施設改修・設備導入等にかかる経費を、島根県と協調して支援する。（繰越明許費設定）

【補助率イメージ】

事業費800万円の場合 事業費1,200万円の場合
 県+市=720万円 県+市=1,080万円
 (補助割合 9/10) (補助割合 9/10)

【対象要件（①②③のすべてを満たす）】

- ①三菱マヒンドラ農機(株)またはリョーノーファクトリー(株)との取引が売上全体の5%以上を占める事業者
- ②新規の施設改修費・設備導入費・設備に関連する備品費
- ③島根県の「飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業補助金」の交付決定を受けていること

【補助率・補助上限額】

補助率：県 (7.5/10) + 市 (1.5/10) 9/10以内

事業費	市補助割合	市上限額
800万円以下	1.5/10	120万円
800万円を超える場合	9/10-県補助割合	600万円

【参考】県補助金の内容

○補助率：7.5/10 (=3/4) (上限額：600万円)

【県】 補助率 7.5/10 補助額 600万円	【県】 補助割合 5/10 補助額 600万円 (上限額)
【市】 補助率 1.5/10 補助額 120万円	【市】 補助割合 4/10 補助額 480万円
【事業者】 自己負担80万円	【事業者】 自己負担120万円

設備投資に関する支援

中小企業新事業進出補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

中小企業省力化投資補助金

令和8年3月27日

中国経済産業局 経営支援課

中小企業新事業進出補助金

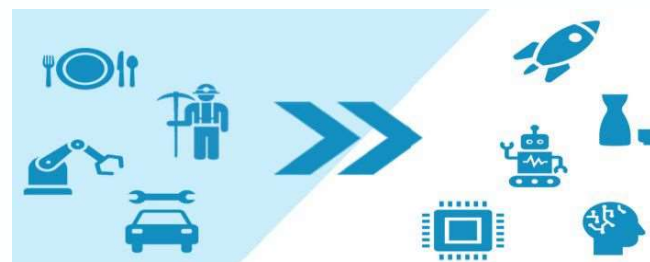
- 既存の事業とは異なる、**新市場・高付加価値事業への進出**にかかる設備投資等を支援します。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	従業員数 1～20人：2,500万円 21～50人：4,000万円 51～100人：5,500万円 101人～：7,000万円 ※補助下限は750万円 ※一定の賃上げを行う場合補助上限の上乗せあり (補助率 1/2)
2 事業期間	交付決定から14ヶ月以内 (ただし採択発表から16ヶ月以内)
3 対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
4 要件	①当該中小企業等にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること ②付加価値額 年平均成長率4.0%以上 ③賃上げ 給与支給総額年平均成長率2.5%以上など ④事業場内最低賃金 地域別最賃+30円以上の水準等
5 対象経費	建物費、機械装置・システム構築費 等

【活用イメージ】

- ✓ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ✓ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出



【第4回公募】

公募要領公開：令和8年3月末を予定

チラシはこちら→



補助金HPはこちら→



4. 新事業進出要件

新事業進出指針を満たす例（1/2）

- 製造業における部品製造事業者が新事業進出指針を満たす事例をご紹介します

【新事業進出指針を満たす例①】製造業

- ガソリン車の部品を製造していた事業者が、車両部品の製造で培った技術を活かして、新たに半導体製造装置の部品の製造に着手する場合

【既存事業】



ガソリン車部品の製造

【新規事業】



半導体製造装置部品の製造

要件		要件を満たす考え方
①製品等の新規性要件	新たに製造等する製品等が新規性を有するものであること	新たに製造する半導体製造装置部品が、過去に製造した実績のない部品であれば要件を満たす。
②市場の新規性要件	新たに製造等する製品等の属する市場が新たな市場（既存事業とは異なる顧客層）であること	半導体製造装置部品とガソリン車部品では、半導体業界と自動車業界で明確に顧客層が異なり、要件を満たす。
③新事業売上高要件	新たな製品等の売上高（又は付加価値額）が、応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となること	事業計画期間最終年度において、半導体製造装置部品の売上高が応募申請時の総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上となる計画を策定することで要件を満たす。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- **新製品・新サービスの開発や海外需要開拓等**に必要な設備投資等を支援します。

【概要】

項目	内容
1 補助上限	従業員数 1～5人：750万円 6～20人：1,000万円 21～50人：1,500万円 51人～：2,500万円 ※補助下限は100万円 ※一定の賃上げを行う場合等補助上限の上乗せあり (補助率 中小企業1/2、小規模等2/3)
2 事業期間	交付決定から10ヶ月以内 (ただし採択発表から12ヶ月以内)
3 対象者	中小企業・小規模事業者等
4 要件	①付加価値額 年平均成長率3%以上増加 ②1人あたり給与支給総額 年平均成長率3.5%以上増加 ③事業所内最低賃金 地域別最金+30円以上の水準等
5 対象経費	機械装置・システム構築費 (必須)、技術導入費、専門家経費等
6 その他	海外事業の実施による国内の生産性向上を支援するグローバル枠も措置

【活用事例】

- ✓ **製品・サービス高付加価値化枠で…**
-最新複合加工機を導入し、これまでではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発
- ✓ **グローバル枠で…**
-海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展



(例えば)

顧客からの原価低減の要請が厳しく、また、新規顧客の開拓が難しい業態を克服するため、自動車やAIの電子部品を試作、量産するための設備を導入。加工可能な寸法が拡大し、他社やこれまで自社で対応できなかった受注も可能となった。

【第23次公募】

公募要領公開：令和8年2月6日

申請受付期間：令和8年4月3日～5月8日17:00

チラシはこちら→



補助金HPはこちら→





新事業進出・ものづくり商業サービス補助金


- 技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援します。

項目	革新的新製品・サービス枠	新事業進出枠	グローバル枠
補助上限	2,500万円※1、2（補助率1/2※3、2/3）	7,000万円※1、2（補助率1/2※3）	7,000万円※1、2（補助率2/3）
事業期間	交付決定日から10か月以内	交付決定日から14か月以内	
対象者	中小企業・小規模事業者等		
要件	①付加価値額：年平均成長率4.0%以上増加 ②賃上げ：1人あたり給与支給総額年平均成長率3.5%以上 ③事業場内最低賃金：事業実施都道府県の最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表及び職場環境改善に向けて追加的に取組を行うこと等		
対象経費	機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、建物費※4、構築物費※4、海外旅費※5、通訳・翻訳費※5 等		

※1：従業員数により補助上限は異なる、 ※2：一定の賃上げを行う場合は補助上限を引上げ、 ※3：最低賃金の引上げを行う場合は補助率2/3、
 ※4：新事業進出枠及びグローバル枠のみ、 ※5：グローバル枠のみ


【活用事例】

革新的新製品・サービス枠で…




最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

新事業進出枠で…



鉄鋼材加工業で培ってきた技術を活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦

グローバル枠で…



海外の展示会で現地ニーズを調査し、国内に最新設備を導入。新規顧客への営業で輸出品に採用されるタッチセンサの受注を新規獲得

中小企業省力化投資補助金（一般型）

- **人手不足解消**に効果のある「**省力化投資**」を後押しするための支援です。
- 省力化効果のある設備・システムなどをオーダーメイド・セミオーダーメイドで導入する際に活用できます。

【一般型】

項目	内容
1 補助上限	従業員数 1～ 5人： 750万円 6～ 20人：1,500万円 21～ 50人：3,000万円 51～ 100人：5,000万円 101人～ :8,000万円 ※一定の賃上げを行う場合等補助上限の上乗せあり (補助率 中小企業1/2、小規模等2/3)
2 事業期間	交付決定から18ヶ月以内（ただし採択発表から20ヶ月以内）
3 対象者	中小企業・小規模事業者 等
4 要件	①労働生産性 年平均成長率4%以上 ②1人あたり給与支給総額 年平均成長率3.5%以上増加 ③事業所内最低賃金 地域別最金+30円以上の水準 ④省力化の度合いや投資回収年数を記載した事業計画の策定等
5 対象経費	機械装置・システム構築費 等

【活用事例】

- ✓ 通信販売事業でオンラインショッピングの顧客数及び購買量に対応するため、**自動梱包機及び倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入**
- ✓ 自動車関連部品製造事業で検査が難しい微細な自動車関連部品の製造を効率的に行うため、**最新のデジタルカメラやAI技術等を活用した自動外観検査装置を事業者の現場に合わせた形で導入**



【第6回公募】

公募要領公開：令和8年3月13日

申請受付期間：令和8年4月中旬～5月中旬（予定）

チラシはこちら→



補助金HPはこちら→



一般型：採択事例

実際に採択された案件の概要紹介

一般型公募・第1回

製造業

全体最適となる取組みのための設備導入
となっており、高い省力化効果が
見込まれる事例

溶接事業を行う事業者の例

導入前の課題

- 熟練技術者による手作業が品質の安定性や作業時間のばらつきを発生。
- 技術習得にも時間を要しており、人材育成負担や属人化による作業工程管理がボトルネックとなっていた。

導入した製品

3Dスキャナー搭載
溶接ロボット

産業用ロボット
(6軸可搬型ロボット)

3Dスキャナー
(形状を自動スキャン、溶接パスを自動生成)

溶接機

ポジショナー

導入後の効果

- 熟練技術者に依存していた属人的な溶接工程を自動化・標準化。
- 生産性向上と品質確保が可能となる。これにより人手不足を解消するとともに、工場全体の生産能力を大幅に引き上げることが可能となる

注)

・この資料は、今後、省力化補助金（一般型）の申請を検討されている事業者の皆様向けに、申請のイメージがわくよう、参考として、第1回公募において実際に採択された事業計画の概要をお示しするものです。

・ここでお示しする事業計画の概要は、事業者から提出のあった事業計画を事務局にて短縮・要約等して加工したものであり、実際に提出された事業計画書とは異なります。

・なお採択審査においては、様々な観点から総合的に審査をさせていただきますので、ここで紹介した事業計画と同様の事業計画を提出したとしても、不採択となる可能性がございますのでご注意ください。

中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）

- **人手不足解消**に効果のある「**省力化投資**」を**後押し**するための支援です。
- 省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入する際に活用できます。

【カタログ注文型】

項目	内容
1 補助上限	従業員数 ～ 5人： 200万円 6～ 20人： 500万円 21人～ ：1,000万円 ※一定の賃上げを行う場合補助上限の上乗せあり (補助率1/2以下)
2 事業期間	交付決定から12ヶ月以内
3 対象者	中小企業・小規模事業者 等
4 要件	労働生産性 年平均成長率3%以上
5 対象経費	カタログに掲載された省力化製品の購入費

【活用事例】

- ✓ 旅館において、**自動清掃ロボット**を導入することで受付の人員を増強し、手続き迅速化・おもてなし等で顧客満足度を向上させ、高付加価値化
- ✓ 倉庫に**無人搬送車**を導入することで、棚替え業務を省力化し、多くの受注をこなすようにすることで生産性を向上



随時申請受付中

カタログはこちら→



チラシはこちら→



補助金HPはこちら→



城山工業 株式会社

都道府県 神奈川県

業種 製造業

従業員数 272人

資本金 4,200万円

組織形態 中小企業者（組合関連以外）

無人搬送車 (AGV・AMR)

事業概要

城山工業株式会社は、60年の歴史を持ち、トラックや乗用車のプレス部品製造を事業の中心としています。またプレス製品の新技术開発等にも取り組んでいます。



導入設備

無人搬送車 (AGV・AMR)



【販売事業者】
ユアサネオテック株式会社

省力化効果

部品の運搬業務

導入前

- 2名体制
(人が付いて運搬していた)

導入後

- 1名体制
(人の運搬が不要に)

空いた人手で、部品の整理など別の業務が可能に

事業者メッセージ

- AGV導入に補助金が活用できると販売事業者から教えてもらって申請した。
- 補助金がなければ、なかなか購入に踏み切れなかっただろう。一度導入してみるととても便利で、今後は導入数を増やしたい。
- 販売事業者の申請対応が迅速で助かった。自社側の申請手続きも簡単で、担当者の時間がほぼ取られなかったことも良かった。

御清聴ありがとうございました

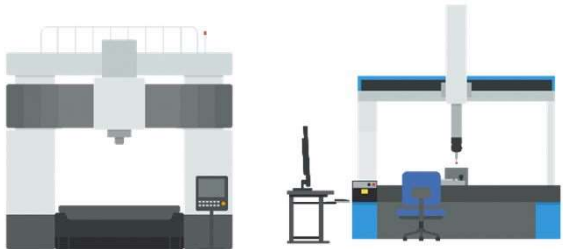
ものづくり産業生産プロセス変革等支援事業 (エネルギー価格・物価高騰対策分)

①事業目的

エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている製造業者の生産プロセスの変革・拡大や新事業構築による収益確保のために必要な設備投資等を支援します。

②補助内容

※直近決算期で三菱マヒンドラ農機等と売上全体の5%以上の取引を有し、新規受注に対応するための設備導入を行う場合

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業若しくは市場への参入、新製品の開発、又は新たな取引先を獲得するための事業 (例：新規取引先から求められる加工精度に対応するためのNC旋盤の導入) 生産量の増加を図る取組 (例：既存取引先の追加受注に対応するための高性能な加工機の導入) 	
対象者	中小企業者（みなし大企業を除く）のうち、製造業者 ※エネルギー価格・物価高騰の影響を受けていること	
補助額	下限500千円、 上限30,000千円	
補助率	3/4以内（千円未満切り捨て、国庫補助金との併用可だが、総事業費に対する国庫補助金とこの補助金の合計額は3/4以内）	
対象経費	設備導入費（機械、装置、ソフトウェア、器具備品等の設置・購入費）、改修費、システム開発費、技術導入費、運搬費	
事業期間	交付決定日から最長で令和8年1月31日まで ※ 延長不可	

飲食・商業・サービス業新事業展開支援事業

予算額：165,000 千円

1. 目的・背景

エネルギー価格・物価高騰、人件費上昇等の影響を受けている飲食・商業・サービス業等を営む中小企業者等に対して、収益の確保を図るための新たな取組の経費の一部を補助することにより、エネルギー価格・物価高騰等の影響に対応する事業の推進及び事業継続を目的とする。

2. 事業概要

(1) 対象者

島根県内に主たる事業所を有し、現に飲食・商業・サービス業等を営む事業者

(2) 補助要件

- ① 自社にとって新たな取組（新商品開発、新技術開発等）のための設備投資であって、生産性向上が認められるものであること
- ② 3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる計画であること

(3) 補助対象

設備導入費、設備に関連する備品費、施設改修費

※ 過年度において既に同事業を活用した事業者を含め、改めて支援を実施。

3. 追加支援の内容

三菱マヒンドラ農機（株）の農業用機械事業からの撤退を受けて、三菱マヒンドラ農機（株）又はリョーノーファクトリー（株）と取引関係のある県内事業者の売上減少が懸念される。

そのため、当該事業者による、新たな収益の確保に向けた取組などを支援する。

枠区分	要件	補助率	補助額
一般枠	①自社にとって新たな取組（新商品開発、新技術開発等）のための設備投資であって、生産性向上が認められるものであること ②3年以内に、当該投資による年間の売上が投資額以上となる計画であること	補助率 1/2 ※コロナ資金（借り換え資金を含む）を利用している場合 2/3	上限額 4,000 千円 下限額 400 千円
特別枠（仮）	①、②に加え、下記の要件を満たす場合 ・三菱マヒンドラ関連の売上が全体の 5%以上を占めていること	補助率 3/4	上限額 6,000 千円 下限額 400 千円

セーフティネット資金（三菱農機等特別枠^{※1}）

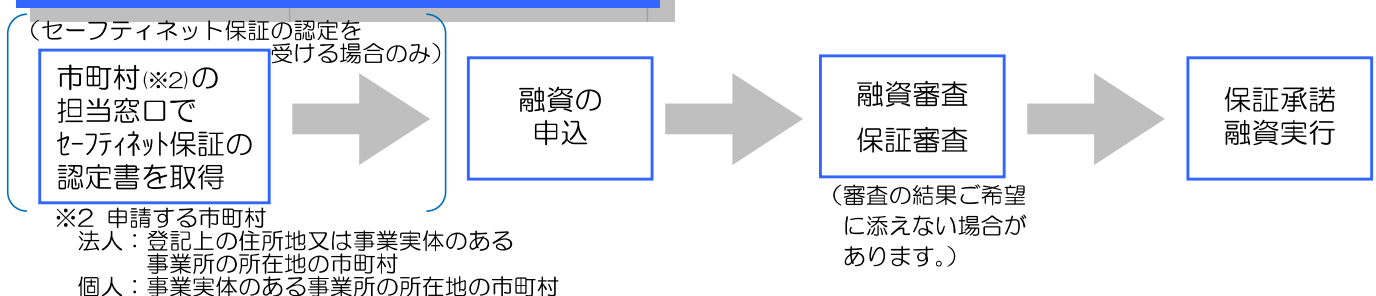
※1 セーフティネット資金のうち、三菱農機等関連の融資条件に係る名称であり、新たな資金を設けるものではありません。

令和8年3月2日に、三菱マヒンドラ農機（株）及びリョーノーファクトリー（株）（このチラシにおいて「三菱農機等」といいます。）が、農業用機械事業からの撤退を発表されたことを受け、三菱農機等をセーフティネット資金の「指定事業活動制限事業者」に指定するとともに、対象者要件及び融資限度額を緩和し、三菱農機等の事業活動の制限により経営の安定に支障を来している中小企業者等の資金繰りを支援します。

制 度 名	セーフティネット資金												
対 象 者	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、知事が指定する「指定事業活動制限事業者」と取引関係にあり、売上高等が減少しているもの</p> <p>三菱農機等を指定（指定期間：令和8年3月2日～令和9年3月31日）</p> <p>【三菱農機等特別枠】</p> <p>三菱農機等との取引関係（間接的な取引の連鎖の関係にある場合を含む。）にあって、その取引規模が月商の5%以上であり、かつ同社の事業活動の制限を受け、原則として1ヶ月間に売上高等が前年同月比5%以上減少し、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比5%以上減少することが見込まれること</p>												
融 資 限 度 額	8,000万円（月商による限度額なし）												
資 金 使 途	運転資金												
融 資 期 間	8年以内（据置期間1年以内を含む）												
返 済 方 法	元金均等分割返済												
貸 付 利 率	<table border="0"> <tr> <td>令和7年度</td> <td>責任共有</td> <td>年1.35%（固定）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>責任共有外</td> <td>年1.20%（固定）</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>責任共有</td> <td>年1.45%（固定）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>責任共有外</td> <td>年1.30%（固定）</td> </tr> </table>	令和7年度	責任共有	年1.35%（固定）		責任共有外	年1.20%（固定）	令和8年度	責任共有	年1.45%（固定）		責任共有外	年1.30%（固定）
令和7年度	責任共有	年1.35%（固定）											
	責任共有外	年1.20%（固定）											
令和8年度	責任共有	年1.45%（固定）											
	責任共有外	年1.30%（固定）											
信用保証料率	年0.4%～年1.7%												
担 保	取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります												
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要												
取 扱 期 間	令和8年3月16日～令和9年3月31日												

【注】セーフティネット保証の要件を満たし、市町村長の認定を受けた場合も、セーフティネット資金の対象となります。（信用保証料率：年0.40%～年0.91%、融資限度額：8,000万円〔セーフティネット保証7号を除き、月商による限度額なし〕）

セーフティネット資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、
しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融係

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

経営環境変化対応資金

社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に、売上の減少など業況悪化をきたしているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援します。

安定資金で
安定経営。

対象者

社会的、経済的環境変化の中で、資金の導入をお考えの方

融資限度額

直接貸付
7億2千万円

金利

長期固定

融資期間

設備資金
20年以内
(うち据置期間3年以内)
運転資金
10年以内
(うち据置期間3年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の 経営環境変化対応資金

ご利用いただける方		ご利用いただける資金 ^(注1)	融資限度額	融資利率 ^(注2)	融資期間
社会的、経済的環境の変化など外的要因により、一時的に売上減少など業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに当てはまる方		社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要な設備資金および経営基盤の強化を図るために必要な長期運転資金	直接貸付 7億2千万円	基準利率(長期運転資金に限り、上限 2.5%) ただし、(E) に当てはまる方のうち、次のいずれかに該当する方については、基準利率 -0.4% (上限 2.5%) (1) 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響、ウクライナ情勢の変化の影響または米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し 5% 以上減少している方 (2) ALPS 処理水の処分に伴う風評影響または米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し、5% 以上減少している方	設備資金 20年以内 <small>(うち据置期間3年以内)</small> 運転資金 10年以内 <small>(うち据置期間3年以内)</small>
A	最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方				
B	最近3ヵ月間の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方				
C	最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方				
D	最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化などにより0.1ヵ月以上悪化している方				
E	社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障をきたしている方またはきたすおそれのある方				
F	最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方				
G	前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金などの合計額を上回る繰越欠損金を有している方				
H	前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方				

(注1) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。
 (注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

その他

●保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

●直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
 0120-154-505

事業再生・企業再建支援資金

企業再建、経営改善支援関連

地域経済の産業活力維持のため、経営改善、経営再建などに取り組む必要が生じている中小企業者を支援します。

対象者

経営改善、経営再建などに取り組む方

企業再建を応援します。

融資限度額

直接貸付

20億円

金利

長期固定

融資期間

20年以内

(うち据置期間5年以内)

日本政策金融公庫 中小企業事業の

事業再生・企業再建支援資金 企業再建、経営改善支援関連

ご利用いただける方	ご利用いただける資金 ^(注1)	融資限度額	融資利率 ^(注2)	融資期間
<p>(1) 経営改善、経営再建などに取り組む必要がある中小企業の方で、①～③のすべてに当てはまる方</p> <p>① 次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方</p> <p>イ. 借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する方</p> <p>ロ. 取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当する方</p> <p>ハ. 過剰債務の状況に陥っている方</p> <p>ニ. 中小企業活性化協議会(旧: 中小企業再生支援協議会を含む。)などの関与の下で事業の再生を行う方</p> <p>ホ. 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方</p> <p>ヘ. 第二会社方式により再生を図る方</p> <p>ト. 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る方</p> <p>② 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方</p> <p>③ 当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑な企業再建の遂行が可能となる方</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する方</p> <p>① 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新など支援機関(以下、「認定支援機関」という。)による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。</p> <p>② 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。</p>	<p>(1) に当てはまる方が、企業再建計画に従って企業の再建を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(2) に当てはまる方が、経営改善計画に従って企業の再建を図る上で必要となる設備資金および長期運転資金</p>	<p>直接貸付 20億円</p>	<p>(1) に当てはまる方 基準利率(上限2.5%)なお、 ①二の要件を満たす場合は2億7千万円を限度に特別利率③(上限2.5%)</p> <p>(2) に当てはまる方 2億7千万円まで特別利率②(上限2.5%) 2億7千万円超基準利率(上限2.5%)</p>	<p>20年以内 (うち据置期間5年以内)</p>

(注1) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金および人材確保に必要な資金を含みます。

(注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、ご利用いただける方(1)①二または(2)に当てはまる方であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。

その他

■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。

融資のお申し込み

●直接貸付 日本公庫中小企業事業の窓口にお申し込みください。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



日本政策金融公庫
中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)
0120-154-505

雇用調整助成金

助成内容

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成する制度です。

概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

主な受給要件

受給するためには、次の要件のいずれも満たすことが必要です。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。
- (3) 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、中小企業以外の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。
- (4) 実施する雇用調整が一定の基準を満たすものであること。
 - (1) 休業の場合
労使間の協定により、所定労働日の全一日にわたって実施されるものであること。（※1）

※1 事業所の従業員（被保険者）について1時間以上実施されるものであっても可。
 - (2) 教育訓練の場合
(1)と同様の基準のほか、教育訓練の内容が、職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とするものであること（※2）。

※2 受講者本人のレポート等の提出が必要です。
 - (3) 出向の場合
対象期間内に開始され、3か月以上1年以内に出向元事業所に復帰するものであること。
- (5) 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、前回の対象期間内の最後の判定基礎期間末日もしくは支給対象期末日（いずれか遅い日）の翌日から起算して一年を超えていること。

※このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせください。

受給額

受給額は、休業を実施した場合、事業主が支払った休業手当負担額、教育訓練を実施した場合、賃金負担額の相当額に次の助成率を乗じた額です。また、教育訓練を行った場合は、1人1日あたり以下の加算があります。（ただし受給額の計算に当たっては、1人1日あたり8,870円を上限とするなど、いくつかの基準があります。）

休業・教育訓練の場合、その初日から1年の間に最大100日分、3年の間に最大150日分受給できます。出向の場合は最長1年の出向期間中受給できます。

企業規模	助成率	教育訓練加算額
中小企業	2 / 3	1,200円
大企業	1 / 2	

なお、支給日数（※1）と教育訓練実施率（※2）により、助成率と教育訓練加算額がそれぞれ以下が適用されます。（能登特例を利用する事業主には適用しません。）

累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間までは、上記と同様です。

累計の支給日数が30日に達した判定基礎期間の次の判定基礎期間からは次のとおりです。

教育訓練実施率	企業規模	助成率	教育訓練加算額
1/10未満	中小企業	1 / 2	1,200円
	大企業	1 / 4	
1/10以上 1/5未満	中小企業	2 / 3	
	大企業	1 / 2	
1/5以上	中小企業	2 / 3	1,800円
	大企業	1 / 2	

※1 1つの判定基礎期間の休業等の延日数を対象労働者で除した数

※2 休業等の延日数のうち、教育訓練を実施した日数の割合

他社で新しいスキル、身につけてみませんか？

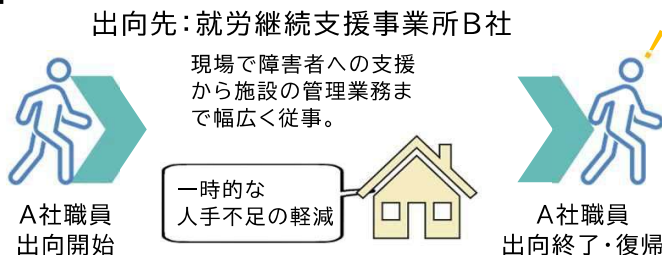
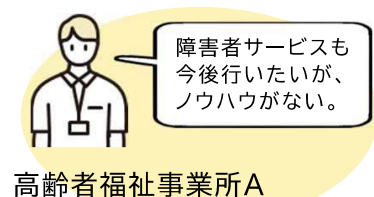
在籍型出向で産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)が利用できます

労働者のスキルアップといえば、まず企業内でのOFF-JTやOJTを思い浮かべますが、他社で**実務的なスキル**を身につけられる「在籍型出向(外部OJT)」という手法もあります。

「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」では、「在籍型出向」で労働者のスキルアップに取り組む事業主に対し助成を行っています。積極的な活用をご検討ください。

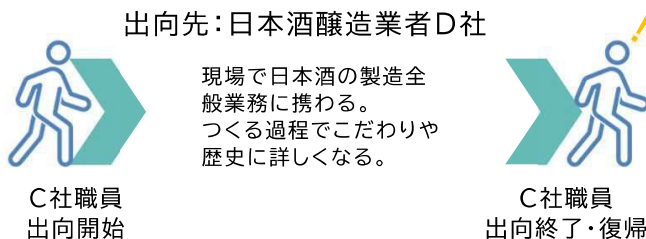
例えばこんな場合に活用できます

①新規事業を考えている場合



障害者サービスの知識と利用者への支援方法を会得し、A社のスムーズな**新規事業展開**に貢献。

②事業拡大を考えている場合

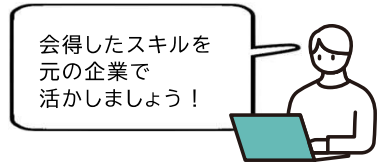


日本酒の醸造から着想を得た新規メニュー考案や、こだわりの日本酒の販売も視野に入れた**事業拡大**を具体的に検討。

スキルアップ支援コースのポイント

助成対象となる「在籍型出向」とは？

- ・1か月以上2年以内の出向であること
- ・労働者のスキルアップを目的としていること
- ・出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提であること
- ・労働者の出向復帰後は、賃金を5%以上アップさせること



▶「賃金5%以上アップ」にはベースアップなども算定できます

助成金の審査にあたっては、出向前の賃金と「出向復帰後の賃金(6か月間)」を比較します。この「出向復帰後の賃金」には、例えば以下のケースのようにベースアップや賃金改定、出向復帰後に新たに付与する手当なども算定対象となります。

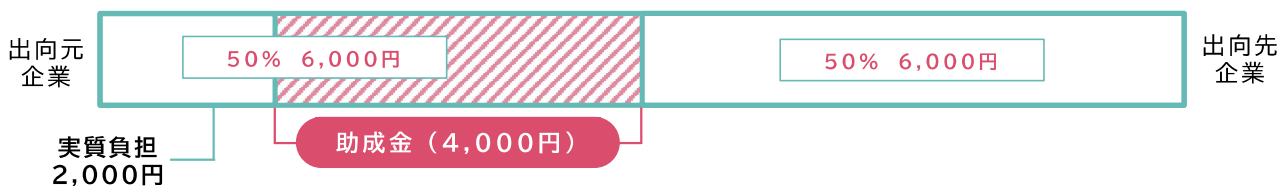
対象者	出向期間	出向前賃金	最低賃金改定(+51円)	R7.4.1時点 ベースアップ反映	R8.4.1時点 ベースアップ反映
出向者A	R7.1.1~ R8.3.31	20万円	-	20.5万円 (+5,000円)	21万円 (+5,000円)
出向者B	R7.1.1~ R7.12.31	基本給20万円	-	基本給20.5万円 技術手当0.5万円	-
出向者C	R6.10.1~ R7.9.30	月18.4万円 (時給1,150円)	月19.2万円 (時給1,201円)	月20万円 (時給1,250円)	-

※変動給や、固定残業代、労働と直接関係が薄い手当などは算定できない場合もあります。

助成内容

- ・出向元事業主が負担した「出向中の賃金の一部」について、**最長1年間**助成
- ・中小企業は2/3、それ以外の企業は1/2を助成
- ・上限額は出向者1人1日あたり**8,870円**まで

<支給額イメージ：賃金12,000円/1日の従業員を、出向元賃金負担50%で出向させる場合>
※中小企業の場合



Q
&
A

Q1. どのようにして出向先をみつけたらいいですか。

A. 「(公財)産業雇用安定センター」では、無料で出向に関する相談に応じています。

Q2. 出向先は異業種である必要がありますか。

A. スキルアップが目的であれば、出向先は同業種でも異業種でも大丈夫です。

産業雇用安定センター
ホームページ



申請・お問い合わせ先

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)の詳細については、厚生労働省のHPでご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省
ホームページ



三菱マヒンドラ農機の農業用機械事業からの 撤退に関連する相談窓口のご案内

三菱マヒンドラ農機及び関連会社が令和8年度上期をめどに農業用機械事業から撤退を決定したことに伴い、影響を受ける従業員、派遣社員、取引先等関連企業等の関係者などからの雇用及び労働に関する相談に対応するため、以下のとおり、島根労働局・労働基準監督署・ハローワークにて相談を受け付けていますのでお知らせします。

1 相談内容、連絡先

相談内容	連絡先 (※電話番号は裏面以降に記載しています)
<ul style="list-style-type: none">・雇用保険受給に関する事・再就職に関する事・職業訓練に関する事	各ハローワーク
<ul style="list-style-type: none">・労働者派遣契約に関する事	島根労働局 職業安定課
<ul style="list-style-type: none">・雇用調整助成金等に関する事	島根労働局 助成金相談センター
<ul style="list-style-type: none">・解雇手続・賃金不払い・休業手当不払い	各労働基準監督署
<ul style="list-style-type: none">・上記以外の労働相談、職場のトラブル解決支援等に関する事	各総合労働相談コーナー

2 相談時間

午前8時30分～午後5時15分 (月)～(金) ※土日祝を除く

ハローワーク・労働基準監督署 相談窓口一覧

公共職業安定所（ハローワーク）

～ 離職票・求職活動・採用・雇用保険・職業訓練・助成金など ～

松江公共職業安定所	松江市向島町 1 3 4 - 1 0 松江地方合同庁舎 2 階	TEL0852-22-8609
隠岐の島出張所	隠岐郡隠岐の島町城北町 5 5 隠岐の島地方合同庁舎 1 階	TEL08512-2-0161
安来出張所	安来市安来町 9 0 3 - 1	TEL0854-22-2545
浜田公共職業安定所	浜田市殿町 2 1 - 6	TEL0855-22-8609
川本出張所	邑智郡川本町川本 3 0 1 - 2 川本地方合同庁舎 1 階	TEL0855-72-0385
出雲公共職業安定所	出雲市塩冶有原町 1 - 5 9	TEL0853-21-8609
益田公共職業安定所	益田市あけぼの東町 4 - 6 益田地方合同庁舎 1 階	TEL0856-22-8609
雲南公共職業安定所	雲南市木次町里方 5 1 4 - 2	TEL0854-42-0751
石見大田公共職業安定所	大田市大田町大田口 1 1 8 2 - 1	TEL0854-82-8609

労働基準監督署

～ 賃金未払い等労働条件・労務管理など ～

松江労働基準監督署	松江市向島町 1 3 4 - 1 0 松江地方合同庁舎 2 階	TEL0852-31-1165
隠岐の島駐在事務所	隠岐郡隠岐の島町城北町 5 5 隠岐の島地方合同庁舎 1 階	TEL08512-2-0195
出雲労働基準監督署	出雲市塩冶善行町 1 3 - 3 出雲地方合同庁舎 4 階	TEL0853-21-1240
浜田労働基準監督署	浜田市田町 1 1 6 - 9	TEL0855-22-1840
益田労働基準監督署	益田市あけぼの東町 4 - 6 益田地方合同庁舎 3 階	TEL0856-22-2351

島根労働局 職業安定課 相談窓口

島根労働局 職業安定部 職業安定課	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	TEL0852-20-7017
----------------------	----------------------------	-----------------

島根労働局 助成金相談センター 相談窓口

島根労働局 職業安定部 助成金相談センター	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4階	TEL0852-20-7029
--------------------------	----------------------------	-----------------

総合労働相談コーナー 相談窓口一覧

島根労働局 雇用環境・均等室 ～ 総合的な労働相談・職場のトラブル解決支援など ～		
島根労働局 総合労働相談コーナー	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階	TEL0852-20-7009
松江総合労働相談コーナー (松江労働基準監督署内)	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	TEL0852-40-2939
出雲総合労働相談コーナー (出雲労働基準監督署内)	出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階	TEL0853-21-1240
浜田総合労働相談コーナー (浜田労働基準監督署内)	浜田市田町116-9	TEL0855-22-1840
益田総合労働相談コーナー (益田労働基準監督署内)	益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階	TEL0856-22-2351

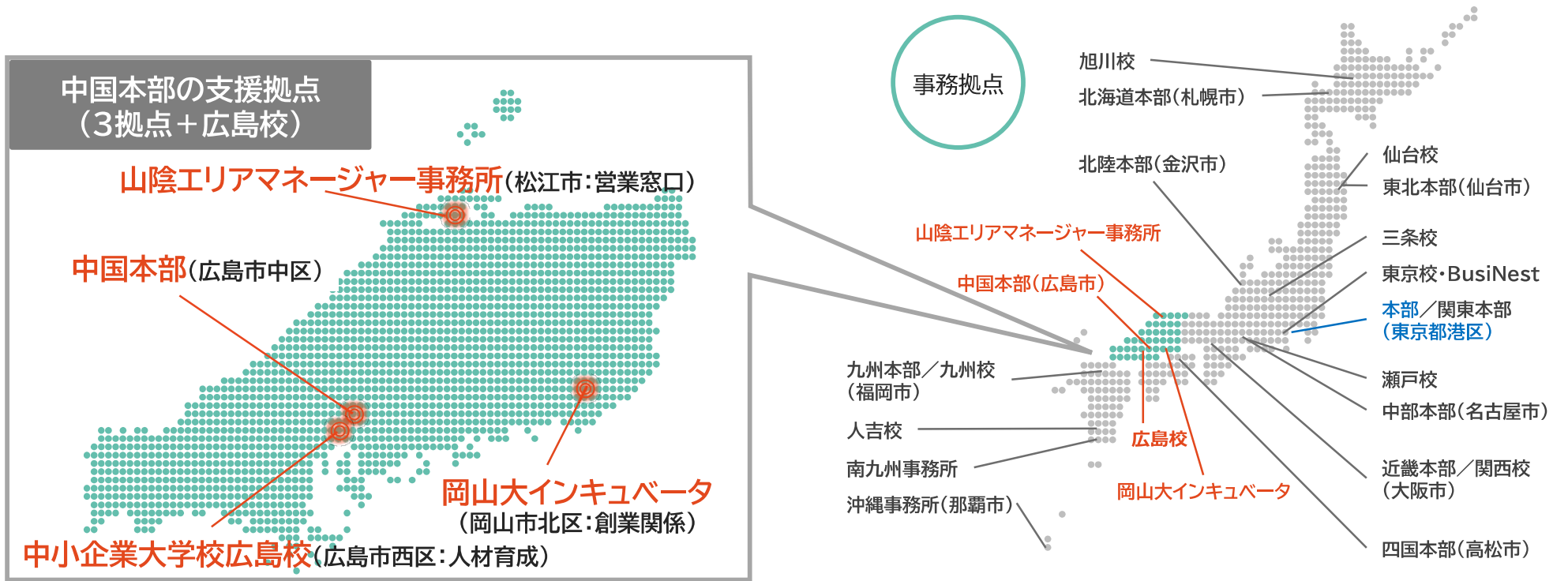
説明資料

2026年3月27日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中国本部

中小機構は、本部(東京)をはじめ、全国に地域本部、中小企業大学校、インキュベーション施設等を有し、地域との連携を図りながら、中小企業・小規模事業者をサポートしています。

- **名称**
独立行政法人中小企業基盤整備機構 (略称: 中小機構)
経済産業省(中小企業庁)所管の中小企業政策実施機関
- **設立**
2004年(平成16年)7月1日
(中小企業総合事業団、地域振興整備公団、産業基盤整備基金の三法人が統合)
- **理事長**
宮川 正
- **拠点**
本部(東京都港区虎ノ門)、地域本部、中小企業大学校
- **人数**
職員:約800名、専門家:約3,000名
中国本部は、職員:約30名、専門家:約150名(広島校含む)



中小機構は、国の中小企業政策の中核的な実施機関として、地域の自治体や中小企業支援機関と連携しながら中小企業・小規模事業者をサポートしています。

中小企業・小規模事業者

- しまね産業振興財団
- 金融機関
- 商工会
- 認定経営革新等支援機関
- 商工会議所
- 地方自治体
- 中小企業団体中央会
- 政府系機関
- 島根県よろず支援拠点
- など

企業の課題に応じて各支援機関と連携してサポート

中小機構



経済産業省(中国経済産業局)／中小企業庁

中小機構は、経営上の課題を相談できる窓口を設け、経験豊富な専門家がご相談に応じています。



Q 色々試したけど商品がさっぱり売れない!

ビジネスプラン・マーケティング・販路開拓

専門家 | 中小企業診断士 他

- ビジネスプラン作成や評価
- 経営戦略、経営計画、マーケティング
- 製品・技術開発、販路開拓
- 取引活用・導入

Q 新事業は順調に成長中!でも資金繰りが上手くいかない

資金・税務相談

専門家 | 公認会計士、税理士

- 運転資金・長期資金の調達
- 補助金・助成金・設備投資 ●コストダウン対策、原価管理
- 税務申告、インボイス制度
- 経営者保証に関するガイドライン



Q 「働き方改革」って具体的に何をどうしたらいいの?

人事労務相談

専門家 | 社会保険労務士

- 人事・労務管理、福利厚生、賃金 ●労働・社会保障、介護保険、各種助付金 ●教育訓練、能力開発、安全衛生
- 組織の活性化、人材育成

Q 「SDGs」や「カーボンニュートラル」って何をすれば良いのか分からない!

SDGs相談

専門家 | 中小企業診断士 他

- SDGsやカーボンニュートラルへの取り組み方・進め方
- SDGsを取り入れた経営戦略の策定
- CO₂排出量の算定・算出方法



社長のその悩み わたしたちが相談にのります

相談無料

専門家多数

申込み簡単



Q 新しく開発した技術で新製品を作って販売したいけど特許はとった方がいい?

特許・意匠・商標などの知的財産の相談

専門家 | 弁理士、弁護士、知的財産管理技師

- 特許取得、侵害、活用、異議申立ての活用
- 商標、著作権の効果等
- 知的財産戦略(ライセンス・実施権・譲渡)
- 知的財産管理のポイント

- ✓ 中小機構中国本部では、経営上の課題を相談できる窓口を設け、経験豊富な専門家が相談に応じています。
- ✓ お申込みフォームまたは申込書からお申し込みください。
- ✓ 相談は、事前予約制で1回1~2時間程度です。



Q 後継者がいないけど従業員の生活を守る何かいい方法を見つけないか?

契約・法律相談・事業承継

専門家 | 弁護士

- 事業承継の方法、事業譲渡、M&A
- 後継者探し、株式・創業者の遺言・処分
- 会社設立(創業、LLP、NPO) ●企業法務、会社法、契約法務
- 個人情報保護、社内規程、コンプライアンス

相談内容の例

- ✓ 創業
- ✓ ビジネスプラン策定
- ✓ マーケティング
- ✓ 販路開拓
- ✓ 商品開発
- ✓ 資金調達
- ✓ 税務・会計
- ✓ 企業法務
- ✓ 人事・労務管理
- ✓ 知的財産権
- ✓ 事業承継
- ✓ SDGs
- ✓ カーボンニュートラルなど

日本全国の中小企業、大手企業、海外企業をつなぐビジネスマッチングサイト
営業コストをかけずに、無料で大手企業とビジネスマッチング



Webマッチング件数 約1.2万件
大手企業等からの年間ニーズ*3 約1,700件！

*1. 中小機構、自治体等により推薦された製造業、流通業、サービス業。
*3. 「ニーズ」とは大手企業等からの引き合い案件のことを指します

*2. 海外支援機関（政府機関）によって推薦された製造業、流通業、サービス業。

ジェグテックは、日本全国の中小企業、大手企業、海外企業をつなぐビジネスマッチングサイトです。様々な企業情報や、日々追加されるニーズ(引き合い案件)が掲載されています。

解決したい課題

- ✓ 新たな取引先を見つけて、現在よりも多くの受注を得たい



ジェグテックでできること

- ✓ ニーズへの提案機能で新たな取引先からの引き合いを獲得

- ✓ 製品開発を行うパートナーや、アイデア段階から新しい製品・サービスを生み出す連携先を探したい



- ✓ 必要な情報を掲載し提案企業を募集することが可能
 - どのようなことに困っているのか
 - どのような企業を探したいのか
 - どれくらいの期間で募集したいのか
- ✓ 企業検索機能で気になる企業に直接コンタクトすることが可能

- ✓ 新市場・新分野・海外に踏み出すためのきっかけが欲しい



- ✓ 今まで参入していない分野や海外からのニーズへも提案が可能
- ✓ ジェグテック上で自社のページ情報を充実させると、無料で英語翻訳(英語の企業ページ作成)サービスの利用が可能

自社に会いそうな引き合いの情報提供や、システム操作の方法など、専任の専門家(アドバイザー)による手厚いサポートを行います。

J-Net21は、中小企業の経営者・創業予定者・支援機関などの課題解決をサポートすることを目的に支援情報や企業の成功事例等を発信するポータルサイトです。

2024年度
アクセス上位

1位:支援情報ヘッドライン

2位:ビジネスQ&A

3位:起業・創業コンテンツ

年間閲覧(ページビュー)数

1,056万PV

※セッション数:671万
(2024年度実績)

<https://j-net21.smrj.go.jp/>



J-Net21のメニュー『支援情報ヘッドライン』は、全国各地の補助金/助成金/融資、セミナー/イベント情報を収集して日々更新。

カテゴリと地域から検索

カテゴリを選択し、地域名ボタンから検索結果ページをご覧ください。

カテゴリ すべて 補助金・助成金・融資 セミナー・イベント その他

<input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 鳥取 (99) <input type="checkbox"/> 島根 (101) <input type="checkbox"/> 岡山 (124) <input type="checkbox"/> 広島 (172) <input type="checkbox"/> 山口 (165)	<input type="checkbox"/> 中部 <input type="checkbox"/> 新潟 (188) <input type="checkbox"/> 富山 (111) <input type="checkbox"/> 石川 (100) <input type="checkbox"/> 福井 (170) <input type="checkbox"/> 山梨 (95) <input type="checkbox"/> 長野 (138) <input type="checkbox"/> 岐阜 (85) <input type="checkbox"/> 静岡 (86) <input type="checkbox"/> 愛知 (244)	<input type="checkbox"/> 全国 (659) <input type="checkbox"/> 海外 (19)
<input type="checkbox"/> 九州・沖縄 <input type="checkbox"/> 福岡 (333) <input type="checkbox"/> 佐賀 (115) <input type="checkbox"/> 長崎 (103) <input type="checkbox"/> 熊本 (218) <input type="checkbox"/> 大分 (126) <input type="checkbox"/> 宮崎 (130) <input type="checkbox"/> 鹿児島 (135) <input type="checkbox"/> 沖縄 (107)	<input type="checkbox"/> 北海道 <input type="checkbox"/> 北海道 (278)	<input type="checkbox"/> 東北 <input type="checkbox"/> 青森 (98) <input type="checkbox"/> 岩手 (94) <input type="checkbox"/> 宮城 (141) <input type="checkbox"/> 秋田 (98) <input type="checkbox"/> 山形 (104) <input type="checkbox"/> 福島 (136)
<input type="checkbox"/> 四国 <input type="checkbox"/> 徳島 (113) <input type="checkbox"/> 香川 (129) <input type="checkbox"/> 愛媛 (126) <input type="checkbox"/> 高知 (98)	<input type="checkbox"/> 近畿 <input type="checkbox"/> 三重 (112) <input type="checkbox"/> 滋賀 (146) <input type="checkbox"/> 京都 (143) <input type="checkbox"/> 大阪 (301) <input type="checkbox"/> 兵庫 (187) <input type="checkbox"/> 奈良 (115) <input type="checkbox"/> 和歌山 (127)	<input type="checkbox"/> 関東 <input type="checkbox"/> 茨城 (110) <input type="checkbox"/> 栃木 (111) <input type="checkbox"/> 群馬 (91) <input type="checkbox"/> 埼玉 (142) <input type="checkbox"/> 千葉 (154) <input type="checkbox"/> 東京 (508) <input type="checkbox"/> 神奈川 (147)

検索 >

2,000を超える関係機関の情報

- 各省庁
- 各県及び市町村
- よろず支援拠点
- 各県中小企業団体中央会
- 各県産業振興センター
- 各県商工会連合会

など

連絡先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中国本部
企業支援部企業支援課

電話:082-502-6555 メール:keiei-chugoku@smrj.go.jp

①事業概要

三菱マヒンドラ農機関連特別枠

急速に進行する外的環境の変化に的確に対応していくために、県内ものづくり企業が実施するQCD向上などの競争力強化の取組みを、専門家（ものづくりアドバイザー）を派遣することにより支援します。

②派遣テーマ

- ・ 経営力の向上（生産管理・現場改善・IT導入等）
- ・ 技術力の向上（新技術開発・技術改良）
- ・ 販路開拓 ・ 海外展開 ・ 再チャレンジ ・ 事業承継
- ・ 脱炭素化（脱炭素化に向けた取組みや新しいビジネスモデル構築等）

【活用例】

- ・ 新規取引先や新たな受注に対応するための加工技術の習得
- ・ 新市場への参入を目指した新製品開発等

④派遣時間・回数

- ・ 上限：年間24時間（回数は計6回が上限）

- ・ 上限：年間48時間（回数は計12回が上限）

③支援対象者

県内に本社、支社、工場等を有するものづくり企業

- ・ 中小企業者（※個人事業主、みなし大企業を含む）
- ・ 創業者
- ・ ものづくり企業連携支援事業により経営計画の承認を受けたグループ

- ・ 三菱マヒンドラ農機やリョーノーファクトリーと直接・間接の取引があり、売上全体の5%以上（直近決算期または直近3か年の平均）を占めていること

⑤派遣費用

無料 ※講師への謝金・旅費は財団負担

⑥募集期間

令和9年1月末まで

※実施期間は令和9年2月末まで



経営基盤再構築伴走支援事業

①事業概要

三菱マヒンドラ農機関連特別枠

大手メーカーの生産調整等の影響を大きく受ける県内受託事業者を対象に、経営基盤体制の再構築や、抜本的な経営方針の見直し等を図る企業の取り組みに対して、外部専門家を活用した伴走支援を行います。

②対象者

県内中小製造業（機械金属、電気・電子、樹脂）

三菱マヒンドラ農機やリョーノーファクトリーと直接・間接の取引があり、売上全体の5%以上（直近決算期または直近3か年の平均）を占めていること

③支援フロー例

現状分析

- ・決算資料等による財務分析
- ・従業員アンケート
（社風把握・問題点抽出）
- ・管理者、従業員面談

アクションプラン実行 （月2回の伴走支援）

- ・労働分配率を踏まえた業績管理体制構築
（支援先の課題に応じた必要帳票を導入）
- ・支援先従業員による改善活動チームを立ち上げ、
改善実行のフォローアップ
- ・次年度以降の事業計画策定支援

④令和7年度の取り組み成果事例



業績改善チーム

原価管理の見える化と精査による価格改定



受注改善チーム

生産性向上を目的としたスキルマップ構築
営業に関する戦略と管理の仕組みを構築

事業継続力強化アドバイザー派遣事業
(松江市東部農業機械等集積産業支援)

1. 事業内容

(1) 対象事業者

県内に事業所を有する中小企業者、組合又は任意グループであって、三菱マヒンドラ農機(株)の清算方針や事業縮小を受けて、三菱マヒンドラ農機(株)若しくはリョーノファクトリーとの取引額が直近の決算書において売上全体の5%以上を占める者。ただし、製造業者を除く、サービス業、卸・小売業など。

(2) 内容

- ・ 専門家による経営支援
(相談例：現場改善、事業の見直し、
新商品サービスの提供、新分野への進出 など)

(3) 事業者の費用負担

- ・ 負担なし

派遣回数等の上限	派遣に係る経費の上限
1回当たり標準所要時間4時間、5回まで	1回当たり200千円、総額750千円

2. 申し込み

実施機関(最寄りの商工会又は商工会議所)に相談してください。

3. 予算総額

6,000千円

<参考>

○通常の事業継続力強化アドバイザー派遣事業

1. 対象事業者

- (1) 経営計画を策定している者又は本事業を実施する年度内に策定する予定のある者であつて、次のアからエのいずれかに該当する者。ただし、建設事業者を除く。
 - ア 経営革新、新分野進出、地域資源活用、農商工連携、雇用創出等に取り組む者
 - イ 40歳未満(法人及び任意グループの場合は代表者の年齢)の者
 - ウ 女性(法人及び任意グループの場合は代表者)
 - エ 創業から2年以内の者
- (2) 「燃油・電気・ガス代」、「原材料費」、「人件費」等の価格転嫁に取り組む者
- (3) 新分野進出、人材確保等の経営課題の解決に取り組む建設事業者

2. 事業者の費用負担

- ・ 負担なし

一般 価格転嫁 建設業	派遣回数等の上限	派遣に係る経費の上限
	1回当たり標準所要時間4時間、 3回まで	1回当たり200千円、 総額600千円

三菱マヒンドラ農機株式会社等の撤退に伴い退職される事業者の役員・従業員の方へ

【島根県育英会】

この春、大学などへ進学される方へ無利子奨学金を貸与します
退職前に応募できますので該当の方はご活用を検討ください

島根県育英会では、三菱マヒンドラ農機株式会社等の農業用機械事業からの撤退に伴い、
退職される事業者の役員・従業員のお子さんに対し、令和8年度大学等奨学金の追加募集を
行います

応募資格

次の要件をすべて満たす方

- ・令和8年度に大学・短大・大学院・専修学校（専門課程）に進学する方
- ・島根県出身の方
（お子さんが通算して5年以上県内に住んだことがある場合か、保護者の住所が県内にある場合を指します）
- ・保護者が、令和8年3月時点において、三菱マヒンドラ農機（株）、そのグループ会社及びこれらと取引関係にある県内事業者の役員又は従業員で、退職される方（※後日、退職証明書などの提出が必要となります）

貸与月額 3～7万円のうち、1万円単位で選択（無利子）※給付型ではありません

返還方法 大学等卒業の6か月を経過した翌月から、貸与を受けた月数の3倍の期間内で返還

（例） 3万円を4年間借りた場合：毎月1万円の144回（12年）返還
7万円を4年間借りた場合：毎月2万4千円の140回（11年8か月）返還

貸与期間 保護者の退職月から進学する大学等の最短修業年限の最終月まで

願書受付 令和9年2月末まで（随時受付）※募集要項などは現在準備中です

願書提出先 令和8年3月高等学校卒業生 →令和8年3月在学校の奨学金等担当の先生
過年度卒業生 →出身高等学校の奨学金等担当の先生
大学入学資格検定等による方／大学院に進学する方 →島根県育英会

島根県育英会では、大阪府吹田市（最寄り駅：JR千里丘駅）で学生寮を運営しています
月額寮費 56,000円（朝・夕2食付き）と割安な寮費、家具・家電付きで初期費用が抑えられます
令和8年度入寮者に若干の空きがありますので、興味のある方はお問い合わせください
（令和8年3月16日現在、空室数 女子用7室）
月額寮費 朝・夕2食付き 56,000円/月 入寮費 15万円（または12万円）

【高校などへ進学される方又は在学中の方へ】

島根県育英会では、
高校生等を対象とした奨学金制度もあります。島根県出身の方であれば誰でも応募できます

問い合わせ先 公益財団法人 島根県育英会 TEL 0852-28-1981

郵便番号 690-0887 島根県松江市殿町8番地3（島根県市町村振興センター3階）

URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>

メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

詳しくはこちら→



高等学校等奨学生の募集 在学奨学生・緊急奨学生

(公財) 島根県育英会

令和8年度

島根県育英会では、「高等学校」・「高等専門学校(専攻科を除く)」・「専修学校高等課程」(以下「高等学校等」という) に在学し、奨学資金の貸与(無利子)を希望する人を募集します。

応募資格

令和8年4月に高等学校等に在学している生徒で、学習意欲が旺盛でありながら経済的理由により修学困難な島根県出身の人。

日本学生支援機構の奨学金(給付型を除く)、母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金又は就学支度資金、島根県高等学校定時制課程等修学奨励資金並びに特別支援教育就学奨励費との併用はできません。

1. 採用の種類及び募集人数

- 1 在学奨学生 120名程度
- 2 緊急奨学生 必要に応じ応募できます。

2. 貸与月額

区 分	国 公 立	私 立
奨 学 金 自 宅 通 学(月額)	18,000円	33,000円
自 宅 外 通 学(月額)	23,000円	38,000円
入 学 支 度 金 (令和8年4月私立入学者のうち希望者・入学時1回のみ)	—	23,100円

3. 在学・緊急奨学生の申し込み方法等

区 分	在 学 奨 学 生	緊 急 奨 学 生
募 集 対 象	令和8年度高等学校等に在学している生徒	
募 集 期 間	令和8年4月24日(金)～ 各高等学校等が指定する締切日まで	随 時 受 付 (ただし、在学奨学生の募集締め切り後から受付開始)
応 募 方 法	募集期間内に必要書類を学校へ提出 〔奨学生願書〕は、各学校へ配布してあります。)	家計急変など緊急事態が生じた時(事由発生から1 年以内の場合)に相談の上、必要書類を学校へ提出
提 出 書 類	①奨学生願書 ②所得課税証明書(生計維持者(原則として父母<2名>))のもの。 ③金融機関口座届 ④校長推薦書(在学している学校が記入) *(緊急奨学生のみ) その他、家計急変の事由が分かる証明書が必要です。	
決 定 通 知	7月に各学校を通し本人へ通知	その都度、学校を通し本人へ通知
貸 与 期 間	令和8年4月から、卒業までの 最短修業年限の最終月まで	島根県育英会が定める月から卒業するまで の最短修業年限の最終月まで
返 還 方 法	返還誓約書で決めた割賦方法により毎月5日に月賦分を振替口座から引き落としま す。貸与終了の翌月から数えて7か月目の月(3月に終了した場合は10月)の5日 が初回返還日です。	

* 願書に記載されている個人情報については、島根県育英会の奨学資金業務のためにのみ利用するものであってその他の目的に使用することはありません。なお、採用、不採用にかかわらず提出された書類は返却しません。

連絡先 (公財) 島根県育英会 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階 TEL (0852) 28-1981
FAX (0852) 26-2089 URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp> メールアドレス info@shimane-ikuei.or.jp

高等教育の修学支援新制度 ～返還不要の支援が受けられます！～

以下の世帯が制度の対象です
・一定年収以下の世帯
・多子世帯

多子世帯で授業料等減免のみ対象となる人も申込みが必要だニャ！

まねこ先生
学びたい学生を見守る
世話好きの先生



まなびーニャ
大学に行って学んだことを生かし、
学校の先生になりたい

注目！

給付型
奨学金の
支給



授業料等減免の支援

授業料・入学金の
免除/減額

きょうだいが
3人以上であれば
授業料・入学金の
減免の対象に！

申請期間

2026年4月～6月・9月～11月

① 学校ごとに締切日が異なります。
詳しくは学校に相談のうえ、手続きはお早めに。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校



ポイントは次頁へ▶▶

学生のみなさん！

高等教育の 修学支援新制度を 知っておこう！

在学中の人で、以下の世帯の人は
条件を満たせば支援を受けられます！

- ・一定年収以下の世帯に属する人 (Point 3 参照)
- ・多子世帯に属する人 (Point 4 参照)

▶ 貸与型奨学金を 借りている人へ

新制度なら給付型奨学金や授業料等減免を受けられる
可能性があります

▶ 今まで奨学金や授業料等の 免除・減額を受けて いなかった人へ

支援の内容が充実しているので確認してみましょう

Point 1

どんな人が対象になるの？

要件を満たす人全員が支援を受けられます。

※学業成績や世帯収入は、引き続き基準を満たしているかを毎年確認します。



世帯収入などの要件を
満たしていること



学ぶ意欲があること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

基準を満たす世帯収入は、家族構成等により異なります (Point 3 参照)。

❗ この他にも要件があります。詳しくはJASSOや文部科学省のホームページ、
JASSOホームページ掲載の「給付奨学金案内」等で確認してください。



給付奨学金案内

Point 2

どのくらい支援を受けられるの？

返還不要の奨学金と授業料・入学金の免除・減額の、二つの支援を併せて
利用できます。

住民税非課税世帯(満額支援)の場合は、下記の額が支給・支援されます(その他の場合については、Point 3へ)。

(住民税非課税世帯<満額支援>の場合)

区 分		給付型奨学金の支給年額		免除・減額の年額	
		自宅通学	自宅外通学	授業料	入学金
大学	国公立	35万円	80万円	54万円	28万円
	私立	46万円	91万円	70万円	26万円

- ◆ 支援額は単位未滿を四捨五入しています。
- ◆ 返還不要の支援を受けている期間は、貸与型奨学金(無利子)の貸与額が調整(減額又は増額)されます(振込額が0円になる場合があります)。
- ◆ その他の学校や区分については、右の二次元コードからご確認ください。



給付型奨学金の支給月額



免除・減額の年額

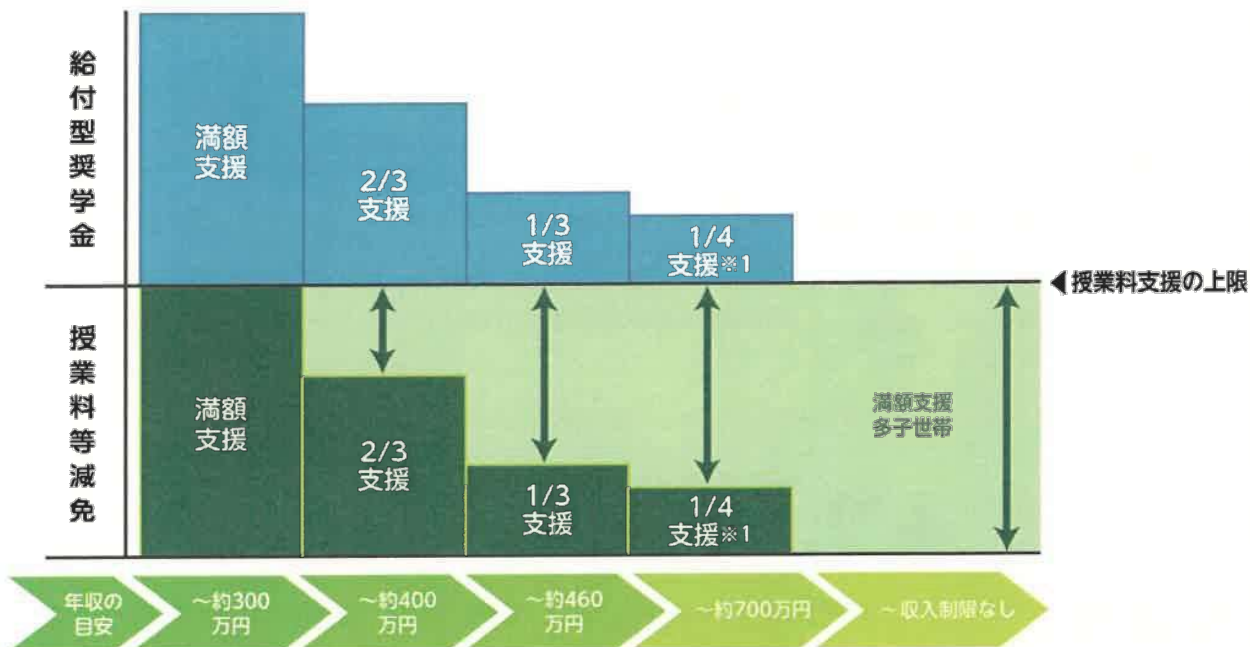
Point3

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯構成や収入などに応じて支援額が決まります。

(多子世帯の場合、収入に関わらず一定額まで授業料・入学金が免除になります。)

「進学資金シミュレーター」(右下の二次元コードよりアクセス)で、支援額や給付型奨学金の月額を試算することができます。



■「多子世帯支援」(扶養する子供の数が3人以上いる世帯)の詳細は、Point4をご覧ください。

※1 1/4支援については、

- ・多子世帯の場合に、給付型奨学金(満額の1/4)及び授業料等減免(上限額まで)
- ・私立学校理工農系学部等の場合に、給付型奨学金の支給はありませんが、授業料等減免(支援上限額の1/3あるいは1/4)の支援が受けられます。

① 春に申し込んで対象外だった場合も、秋に再度申し込むことで支援対象となる可能性があります。

自分が支援の対象になるか調べてみよう。



進学資金シミュレーター

Point4

多子世帯支援とは？

きょうだい3人以上の世帯が対象となります(あなたが生計維持者の住民税上の扶養に入っており、かつ、生計維持者の住民税上の扶養する子供の数が3人以上の場合)。(子供の数が3人以上いる間、第1子から支援)

授業料・入学金は収入制限なく下表の金額を上限に支援が受けられ、給付型奨学金は収入に応じた支援額(満額~1/4額)が支給されます。

① 収入の基準を超える場合は、給付型奨学金の支給はありません。

授業料・入学金の支援の年額

区分	国公立		私立	
	授業料	入学金	授業料	入学金
大学	54万円	28万円	70万円	26万円
短期大学	39万円	17万円	62万円	25万円
高等専門学校	23万円	8万円	70万円	13万円
専門学校	17万円	7万円	59万円	16万円

◆支援額は単位未満を四捨五入しています。





◆多子世帯支援を受けている期間は、貸与型奨学金(無利子)の貸与額が調整(減額又は増額)されます(振込額が0円になる場合があります)。

どのような場合に対象となるかなど詳細はこちら



主なスケジュール

2026年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおりです。

2026年 ～4月	準備	 本人	文部科学省やJASSOのホームページで、制度の詳細を確認し、学校から申込書類をもらいましょう。 困ったときは学校や奨学金相談センターに相談してみましょう。
4月～5月	在学採用 申込み	 本人	インターネットで申込み及びマイナンバー（本人・生計維持者分）の提出を行います。 その後、「奨学金確認書兼地方税同意書」をJASSOに郵送します。 ① 申込期間は学校により異なりますので、在学中の学校に確認してください。
(申込後)	推薦	 学校	学業成績・学修意欲などを確認のうえ、JASSOに推薦します。
7月頃	支援開始	 学校 JASSO	利用できる支援（給付型奨学金、授業料・入学金の免除・減額、貸与型奨学金（申込者のみ））を通知したうえで、対象者に 4月分 から支援を行います。

information



くわしい情報はこちら

まずは、LINE公式アカウント
「高等教育の修学支援」に、ぜひご登録ください。

scan here



<https://line.me/R/ti/p/%40222cbxug>

奨学金に関するより詳しい情報は、
こちらからもご覧いただけます。

scan here



「給付奨学金」
日本学生支援機構 奨学金ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>



支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金に関するよくある質問を、
掲載しています。



日本学生支援機構 奨学金相談サイト
<https://www.shogakukinsupport.jp/>

一般的なお問い合わせの相談窓口です。

日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話：0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）
月曜日～金曜日 9時～20時（土日祝日、年末年始を除く）

◆奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。
手続きのスケジュールや個別の提出書類は、在学中の学校に相談してください。

あなたと専門家を結びます

別紙14

結

POINT

専門家を
無料で派遣

充実した
4つのコース

保証協会職員も
一緒にお手伝い

食料品販売業



売場の演出や陳列の仕方など、
熱心で実践的な指導のおかげで、
お店の雰囲気明るくなりました。

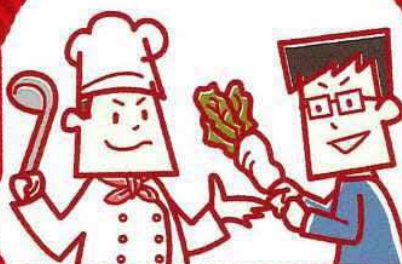
旅館業



事業承継計画を一緒に作成し、
税務関係の整理を行い、安心して
息子に引き継ぐことが出来ました。

活用事例

飲食業



メニューについてアドバイスを受けました。
ヘルシーメニューや季節感のある食材を
取り入れ、お客様にも好評です。



SHIMANE
GUARANTEE

島根県信用保証協会

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

島根県信用保証協会はSDGsの掲げる17のゴールから
目標8にフォーカスし、経営支援活動の高度化を推進
します。

8 働きがいも
経済成長も



経営サポート事例
WEBで公開中



あなたと専門家を結びます

結 充実した4つのコース



きょうかい専門家派遣事業「結(ゆい)」とは、
中小企業の方々が抱える様々な経営課題に対し、専門的な知識と経験を有する専門家を無料で派遣し、
経営計画策定のお手伝いや課題解決に向けたお手伝いをする事業です。

下記の4つのコースをご用意しておりますので、ご希望内容に合わせてコースをお選びいただけます。

コース名	アドバイス コース	創業支援 コース	事業承継支援 コース	計画策定支援 コース
共通要件	島根県信用保証協会をご利用中の方、及び当協会の利用を予定されている方			
個別要件	特になし	創業後5年未満の方 (創業を予定されている方を含む)	事業承継を 考えている方	特になし
最大派遣時間	30時間	30時間	30時間	50時間
(複数の専門家を 派遣する場合)	(30時間)	(40時間)	(40時間)	(-)
複数の専門家の派遣	○	○	○	×
その他	相談料、診断料等一切いただきません。 専門家への報酬については、 当協会にて負担いたします。			

きょうかい専門家派遣事業「結(ゆい)」には、こんな専門家がいます!

- ビジネスマナー指導者
- 食育インストラクター
- パソコン操作指導者
- 司法書士
- 装飾展示技能士
- フードコーディネーター
- コーチング指導者
- 公認会計士・税理士
- 管理栄養士
- ITコーディネーター
- 社会保険労務士
- 中小企業診断士 他



ご利用いただける方 県内に事業所もしくは住所を有し、保証対象業種を営んでいらっしゃる方が対象となります。
また、当協会をご利用中の方だけでなく、ご利用予定の方も対象となります。



SHIMANE GUARANTEE 島根県信用保証協会

詳細はこちら→



本店 〒690-8503 島根県松江市殿町105番地
TEL. 0852-22-2837 FAX. 0852-22-3075
E-mail: hosyo@shimane-cgc.or.jp

出雲支店 〒693-0012 島根県出雲市大津新崎町2丁目24番地
TEL. 0853-21-4998 FAX. 0853-21-4858
E-mail: izumo@shimane-cgc.or.jp

浜田支店 〒697-0027 島根県浜田市殿町83番地50
TEL. 0855-22-0833 FAX. 0855-22-3309
E-mail: hamada@shimane-cgc.or.jp

益田支店 〒698-0026 島根県益田市あけぼの本町10番地6
TEL. 0856-22-4567 FAX. 0856-22-4568
E-mail: masuda@shimane-cgc.or.jp

島根県税の納税の猶予制度について

島根県税の納税が困難で、一定の要件に該当する場合は、申請いただくことで次の制度を利用することができます。

まずは最寄りの県民センターの窓口へご相談ください。

徴収猶予	次のような場合で、税金を一時に納付又は納入することができないと認められるときは、原則1年間を限度として徴収の猶予を受けることができます。 1. 財産が災害（震災・風水害・火災など）または盗難にあったとき 2. 本人や生活をともしにする親族が病気や負傷をしたとき 3. 事業を廃業又は休業したとき 4. 事業に大きな損失を受けたとき
換価の猶予	県税を一時に納付又は納入することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、県税の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、原則1年間を限度として、申請により換価の猶予を受けることができます。（猶予を受けようとする県税の納期限から6ヶ月以内に申請書を提出することが必要です。）

各県民センターの所在地及び電話番号

東部県民センター	松江市東津田町 1741-1 (松江合庁2階)	0852-32-5630 0852-32-5632
// 雲南事務所	雲南市木次町里方 531-1 (雲南合庁1階)	0854-42-9520
// 出雲事務所	出雲市大津町 1139 (出雲合庁2階)	0853-30-5532
西部県民センター	浜田市片庭町 254 (浜田合庁1階)	0855-29-5523
// 県央事務所	大田市大田町大田イ 236-4 (あすてらす2階)	0854-84-9576
// 益田事務所	益田市昭和町 13-1 (益田合庁2階)	0856-31-9516
隠岐支庁県民局	隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 (隠岐合庁3階)	08512-2-9617